

OHWA hostel minowa station

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 1 当ホステルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホステルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 1 当ホステルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホステルに申し出ていただきます。

- ① 宿泊者名
- ② 宿泊日及び到着予定時刻
- ③ 客室の種類
- ④ その他の当ホステルが認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホステルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 1 宿泊契約は当ホステルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホステルが承諾しとときに成立するものとします。ただし、当ホステルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料金を限度として当ホステルが定める申込金を、当ホステルが指定する日までにお支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第15条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第10条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第2項の申込金を同項の規定により当ホステルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホステルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 1 前条第2号の規定にかかわらず、当ホステルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする契約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホステルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホステルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- ② 満室により客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序著しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- ④ 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められたとき。
- ⑤ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむえない事由により宿泊させるところが出来ないとき。
- ⑦ 宿泊客が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ⑧ 宿泊客が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 1 宿泊客は、当ホステルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホステルは、宿泊客がその責めに帰るべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホステルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、下記表に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当ホステルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホステルが宿泊客に告知したときに限ります。

不泊	当日	前日	2日前
1泊目100%	1泊目100%	1泊目100%	1泊目100%

違約金

- 1、表は基本宿泊料に対する違約金の基準です。
- 2、契約日が短縮した場合はその短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。
- 3 当ホステルは、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後3時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても連絡がないときはその宿泊客により解除されたものとみなし解除することがあります。

(当ホステルの契約解除権)

第7条 1 当ホステルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序著しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ② 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められたとき。
宿泊に合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ③ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- ④ 室内でのたばこ、消防用設備に対するいたずら、その他ホステルが定める利用規定の禁止事項（天災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- ⑤ 宿泊客が、泥酔者等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 宿泊客が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

2 当ホステルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホステルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊客の指名、年齢、性別、住所及び職業
- ② 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ③ 出発日及び出発予定時刻
- ④ その他当ホステルが必要と認める事項

2 宿泊客が第10条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときはあらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（利用規則の厳守）

第9条 宿泊客は、当ホステル内においては、当ホステルが定めてホステル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（料金の支払い）

第10条 1 宿泊料金等の支払いは通貨又はホステルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに変わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホステスが請求したときフロントにおいて行っていただきます。

2 当ホステルには宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

3 お客様の都合によりチェックアウト時間を超過しても施設内より退去されなかった場合、延泊とみなされ1泊分の料金を支払う義務があります。

（当ホステルの責任）

第11条 1 当ホステルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に被害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホステルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホステルは、消防機関かた適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（寄託物等の取扱い）

第12条 物品又は現金並びに貴重品は必ずフロントにお預けください。

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について紛失、破損等の被害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当ホステルはその被害を賠償します。ただ

し、現金及び貴重品については、当ホステルがその種類及び価格の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホステルは10万円を限度にその損害を補償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第13条 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホステルに到着した場合は、当ホステルが了解をしたときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホステルに置き忘れられていた場合において、その所有権が判明したときは、当ホステルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管してその後最寄りの警察に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管の責任は第1項の場合にあっては前条第一項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

（宿泊客の責任）

第14条 宿泊客の故意又は過失により当ホステルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホステルに対し、その損害を賠償していただきます。